

秋田県における大学、短期大学及び高等専門
学校間の単位互換に関する協定書

秋田大学、秋田県立大学、国際教養大学、ノースアジア大学、秋田看護福祉大学、日本赤十字秋田看護大学、秋田公立美術工芸短期大学、秋田栄養短期大学、聖霊女子短期大学、日本赤十字秋田短期大学、聖園学園短期大学及び秋田工業高等専門学校（以下「参加大学等」という。）は、相互の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に多様な学習機会を提供することを目的とし、次により単位互換を行うことに合意する。

（対象学生）

1 本協定により単位互換ができる学生は、参加大学等に在学する学生とする。

（受入学生の呼称）

2 本協定に基づき、参加大学等が受け入れる学生は、特別聴講学生と称する。

（受入学生数）

3 参加大学等が受け入れる特別聴講学生数は、授業に支障のない範囲とし、必要に応じ、参加大学等間で調整する。

（履修方法）

4 特別聴講学生の科目登録、単位の認定等については、受入大学等の規則の定めるところによる。

（授業料等の費用）

5 受入に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

（会議）

6 本協定による単位互換を円滑に実施するため、運営に関する会議を大学コンソーシアムあきたに置く。

（有効期間）

7 本協定の有効期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までとする。

（改廃）

8 この協定の改廃は、参加大学等間の協議によるものとする。

（その他）

9 本協定書の定めるもののほか、単位互換の実施に関する細目は、覚書により別に定める。

平成22年3月29日

秋田大学 学長

吉村 昇

秋田県立大学 学長

小林 俊一

国際教養大学 学長

中嶋 尚雄

ノースアジア大学 学長

小泉 健

秋田看護福祉大学 学長

佐々木 英忠

日本赤十字秋田看護大学 学長

森 吾智子

秋田公立美術工芸短期大学 学長

樋田 豊次郎

秋田栄養短期大学 学長

小泉 健

聖霊女子短期大学 学長

平垣 ヨシ子

日本赤十字秋田短期大学 学長

森 吾智子

聖園学園短期大学 学長

青木 光子

秋田工業高等専門学校 校長

山田 宗慶